

○厚生労働省告示第四百四十二号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号。以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、並びに地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第二百二十四号）及び障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、整備法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請を行った者に係るこの告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「新基準」という。）の規定の適用については、新基準

別表第一中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第2号」とあるのは「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第5号）による改正前の障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第1号」と、「第1条第3号」とあるのは「第2条第2号」とし、新基準別表第二中「第1条第5号」とあるのは「第2条第4号」と、「第1条第4号」とあるのは「第2条第3号」と、「第1条第7号」とあるのは「第2条第6号」とし、新基準別表第五中「第1条第6号」とあるのは「第2条第5号」とし、この告示の適用の日において、この告示による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「旧基準」という。）別表第1の2の(2)に該当する者は、新基準別表第1の2の(2)に該当する者と、旧基準別表第2の1の注1の(1)から(3)までのいずれにも該当する者は、区分省令第一条第五号に掲げる区分4以上に該当し、かつ新基準別表第2の1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者と、旧基準別表第3の1の注1の(2)に該当する者は、新基準別表第3の1の注1の(2)に該当する者とみなす。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号中「第16」を「第15」に改める。

別表第一のイ中「254単位」を「255単位」に、「402単位」を「404単位」に、「584単位」を「587単位」に、「667単位」を「670単位」に、「750単位」を「753単位」に、「833単位」を「836単位」に、「916単位」を「919単位」に改め、ロ中「254単位」を「255単位」に、「402単位」を「404単位」に、「584単位」を「587単位」に、「667単位」を「670単位」に、「750単位」を「753単位」に、「833単位」を「836単位」に、「916単位」を「919単位」に改め、エ中「104単位」を「105単位」に、「151単位」を「152単位」に、「195単位」を「196単位」に、「236単位」を「237単位」に、「273単位」を「274単位」に、「308単位」を「309単位」に改め、カ中「104単位」を「105単位」に、「195単位」を「196単位」に、「273単位」を「274単位」に、「343単位」を「344単位」に改め、同一のホ中「100単位」を「101単位」に改める。

別表第一のイの柱一中「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）」に、「第2条第1号」を「第1条第2号」に、「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同一の柱二中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、同一の柱2の(イ)中「第2条第2号」を「第1条第3号」に改め、同一の柱2の(ロ)中「の認定調査票（以

下「認定調査票」という。)」を削ぐ、「調査項目」を「項目」に改め、同1の注2の(2)の(1)なら(1)までを次のように改める。

- (一) 歩行 「全面的な支援が必要」
- (二) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- (三) 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

- (四) 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- (五) 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

別表第1の1の注5及び注6中「625単位」を「627単位」に改め、同1の注5中「第9の1の注5」を「第15の1の注6」に、「経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に改める。

別表第2の1のイ中「181単位」を「182単位」に改め、同1のロ中「271単位」を「272単位」に改め、同1のハ中「362単位」を「363単位」に改め、同1のニ中「452単位」を「454単位」に改め、同1のホ中「542単位」を「544単位」に改め、同1のヘ中「632単位」を「634単位」に改め、同1のニ中「723単位」を「726単位」に改め、同1のチ中「808単位」を「811単位」に改め、同1のリ中「1,

488単位」や「1,491単位」に格差、同一の区中「2,163単位」や「2,166単位」に格差、同一の区中「2,809単位」や「2,812単位」に格差、同一の区中「3,491単位」や「3,494単位」に格差。

同表第2の1の区中「次の(1)から(3)までのいずれにも」や「区分4（区分省令第1条第5号に掲げる区分4をいう。以下同じ。）以上に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかに」に格差、同一の区中の(1)から(3)までの区中。

(1) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること。

(一) 二肢以上に麻痺等があること。

(二) 区分省令別表第一における次の(a)から(d)までに掲げる項目について、それぞれ(a)から(d)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(a) 歩行 「見守り等の支援が必要」、 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(b) 移乗 「見守り等の支援が必要」、 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(c) 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(d) 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

別表第2の1の注2中「障害程度区分」や「障害支援区分」並びに「第2条第3号」や「第1条第4号」に改め、同1の注5中「者が、」のトビ「注1に掲げる者であつて」を長ぐ、「心身の状態」や「支援の度合」に改め、同1の注9中「第2条第6号」や「第1条第7号」に改め、同1の注21中「第9の1の注5」や「第15の1の注6」並びに「経過的家介護利用型共同生活介護サービス費」や「経過的家介護利用型共同生活援助サービス費」に改めらる。

別表第3の1のイ中「254単位」や「255単位」並びに「402単位」や「404単位」並びに「584単位」や「587単位」並びに「667単位」や「670単位」並びに「750単位」や「753単位」並びに「833単位」や「836単位」並びに「916単位」や「919単位」に改め、同1のロ中「197単位」や「198単位」並びに「276単位」や「277単位」並びに「346単位」や「347単位」に改めらる。

別表第3の1のク中「心身の状態」や「支援の度合」並びに「認定調査表」や「区分省令別表第一」並びに「調査項目」や「項目」に改め、同1の注1の②の「かな」もびを次のように改めらる。

- a 歩行 「全面的な支援が必要」
- b 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- c 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

- d 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- e 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

別表第4の1のイ中「251単位」を「252単位」に改め、同1のロ中「398単位」を「400単位」に改め、同1のハ中「579単位」を「582単位」に改め、同1のニ中「726単位」を「729単位」に改め、同1のホ中「872単位」を「876単位」に改め、同1のク中「1,019単位」を「1,024単位」に改め、同1のケ中「1,166単位」を「1,171単位」に改め、同1のチ中「1,313単位」を「1,319単位」に改め、同1のリ中「1,460単位」を「1,467単位」に改め、同1のヌ中「1,607単位」を「1,614単位」に改め、同1のル中「1,753単位」を「1,761単位」に改め、同1のフ中「1,900単位」を「1,909単位」に改め、同1のワ中「2,047単位」を「2,056単位」に改め、同1のバ中「2,194単位」を「2,204単位」に改め、同1のヒ中「2,341単位」を「2,352単位」に改め、同1のタ中「2,487単位」を「2,498単位」に改める。

別表第4の1の注1中「心身の状態」を「支援の度合」に改める。

別表第5の1のイ中「896単位」を「903単位」に改め、「877単位」を「884単位」に改め、「861単位」を「868単位」に改め、「850単位」を「857単位」に改め、「653単位」を「658単位」に改め、「623単位」を「628単位」に改め、「599単位」を「604単位」に改め、「586単位」を「591単位」に改め、「516単位」を「520単位」に改め、「491単位」を「495単位」に改め、「480単位」を「484単位」に改め、「472単位」を「476単位」に改め、「413単位」を「418単位」に改める。

位」を「416単位」に、「381単位」を「384単位」に、「368単位」を「371単位」に、「359単位」を「362単位」に改め、同一のロ中「867単位」を「874単位」に、「861単位」を「868単位」に、「850単位」を「857単位」に、「586単位」を「591単位」に改めらる。

別表第5の1の注1の(2)中「第2条第5号」を「第1条第6号」に改めらる。

別表第9の1のイ中「1,288単位」を「1,299単位」に、「973単位」を「981単位」に、「697単位」を「703単位」に、「629単位」を「634単位」に、「578単位」を「583単位」に、「1,160単位」を「1,170単位」に、「876単位」を「883単位」に、「627単位」を「632単位」に、「567単位」を「572単位」に、「520単位」を「524単位」に、「1,128単位」を「1,138単位」に、「847単位」を「854単位」に、「599単位」を「604単位」に、「533単位」を「538単位」に、「490単位」を「494単位」に、「1,081単位」を「1,090単位」に、「818単位」を「825単位」に、「584単位」を「589単位」に、「528単位」を「532単位」に、「477単位」を「481単位」に、「1,067単位」を「1,076単位」に、「804単位」を「811単位」に、「571単位」を「576単位」に、「513単位」を「517単位」に、「462単位」を「466単位」に改め、同一のロ中「722単位」を「728単位」に、「876単位」を「883単位」に改め、同一のイ中「第10」を「第9」に改めらる。

別表第9の1の注1中「第11から第15まで」を「第10から第14まで」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同一の注1の(1)中「第10」を「第9」に改め、同一の注8を同一の注9とし、



同1の注9の前に同1の注8として次を加える。

8 イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されていない場合は、1日につき12単位を減算する。

別表第6の10の表中「第5条第22項第2号」を「第5条第21項」に改める。

別表第7の1のイ中「882単位」を「888単位」に、「750単位」を「755単位」に、「619単位」を「623単位」に、「557単位」を「561単位」に、「486単位」を「490単位」に、「576単位」を「580単位」に、「504単位」を「508単位」に、「304単位」を「306単位」に、「229単位」を「231単位」に、「164単位」を「165単位」に、「588単位」を「592単位」に、「266単位」を「268単位」に改め、ロ中「2,579単位」を「2,598単位」に、「2,380単位」を「2,397単位」に、「1,388単位」を「1,398単位」に改め、エ1のイ中「2,460単位」を「2,478単位」に、「2,251単位」を「2,267単位」に、「1,289単位」を「1,298単位」に、「1,719単位」を「1,731単位」に、「1,587単位」を「1,599単位」に、「925単位」を「932単位」に改め、エ1のロ中「750単位」を「755単位」に、「229単位」を「231単位」に改める。

別表第7の1の注1中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、ロ1のイ2中「第11」を「第10」に、「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に、「第15」を「第14」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、ロ1の注3及び注4中「障害見程度区分」を「

障害児支援区分」並びに「障害の程度」や「障害の支援」に定める、同一の注1及び注10中「障害児程度区分」や「障害児支援区分」に定める、同一の注11及び注12中「第11」や「第10」並びに「第12」や「第11」並びに「第13」や「第12」並びに「第14」や「第13」並びに「第15」や「第14」並びに「第15」並びに「第13」並びに「第12」並びに「第14」や「第13」並びに「第11」並びに「第10」並びに「第14」並びに「第13」並びに「第15」や「第14」並びに「障害児程度区分」や「障害児支援区分」に定める、同表の3の注1「心身の状態」や「支援の度合」に定める、同表の5の注1及び注2中「第11」や「第10」に定める、同表の13の注1「共同生活介護事業所（単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。）を除く。）において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、」や同表の「場合（単独型事業所）の注1」（指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。）」や同表の「1000分の69に相当する単位数」や「1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数」並びに同表の注1「共同生活介護事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の10に相当する単位数、」や同表の「1000分の23に相当する単位数」や「1000分の10に相当する単位数、外部サービス利用型共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の23に相当する単位数」に定める。

別表第8の1の注1中「心身の状態」や「支援の度合」に於て、「第2の1の注1」のトに「の(1)」を加える。

別表第9を削る。

別表第10の1の中「447単位」を「451単位」に、 「376単位」を「380単位」に、 「304単位」を「307単位」に、 「229単位」を「231単位」に、 「165単位」を「167単位」に於て、同一のロ中「352単位」を「355単位」に、 「293単位」を「296単位」に、 「232単位」を「234単位」に、 「182単位」を「184単位」に、 「144単位」を「145単位」に於て、同一のイ中「291単位」を「294単位」に、 「244単位」を「246単位」に、 「195単位」を「197単位」に、 「159単位」を「161単位」に、 「130単位」を「131単位」に於て、同一のニ中「265単位」を「268単位」に、 「220単位」を「222単位」に、 「175単位」を「177単位」に、 「144単位」を「145単位」に、 「123単位」を「124単位」に於てを。

別表第10の1の注1中「障害程度区分」を「障害支援区分」に於て、同一のイ②中「第11」を「第10」に、 「第12」を「第11」に、 「第13」を「第12」に、 「第15」を「第14」に於て、同一のロ③中「第14」を「第13」に於て、回報の3のロ4ならびに「障害程度区分」を「障害支援区分」に於て、回報の9のイ1中「指定共同生活介護及び第16の1の注1に規定する指定共同生活援助」を「第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に於て、回報の6のロ2中「医療観察法」を「心神喪失等の状態で重大

な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に改め、同表を別表第6とする。

別表第11の1のイ中「778単位」を「784単位」に、「695単位」を「701単位」に、「661単位」を「666単位」に、「633単位」を「638単位」に、「596単位」を「601単位」に改め、同1のロ中「251単位」を「255単位」に、「579単位」を「587単位」に、「744単位」を「753単位」に改め、同1のハ中「778単位」を「784単位」に改め、同表を別表第10とする。

別表第12の1のイ中「742単位」を「748単位」に、「662単位」を「667単位」に、「629単位」を「634単位」に、「604単位」を「609単位」に、「567単位」を「572単位」に改め、同1のロ中「251単位」を「255単位」に、「579単位」を「587単位」に改め、同1のハ中「267単位」を「270単位」に、「160単位」を「162単位」に改め、同1のホ中「742単位」を「748単位」に改める。

別表第12の1の注3中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改め、同表の5の9の注中「指定共同生活介護及び第16の1の注1に規定する指定共同生活援助」を「第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に改め、同表の8の注中「第13」を「第12」に改め、同表の6の注2中「している」のトに「ものとして都道府県知事が認めた」を加え、同表を別表第11とする。

別表第13の1のイ中「833単位」を「839単位」に、「742単位」を「747単位」に、「711単位」を「716単位」に、「667単位」を「672単位」に、「631単位」を「635単位」に改め、同一のロ中「518単位」を「522単位」に、「462単位」を「465単位」に、「432単位」を「435単位」に、「421単位」を「424単位」に、「407単位」を「410単位」に改め、同表を別表第12とする。

別表第14の1のイ中「585単位」を「589単位」に、「522単位」を「526単位」に、「490単位」を「494単位」に、「481単位」を「485単位」に、「466単位」を「469単位」に改め、同一のロ中「534単位」を「538単位」に、「477単位」を「481単位」に、「444単位」を「447単位」に、「435単位」を「438単位」に、「420単位」を「423単位」に改める。

別表第14の1の注1中「心身の状態」を「支援の機会」に改め、同表を別表第13とする。

別表第15の1のイ中「585単位」を「589単位」に、「522単位」を「526単位」に、「490単位」を「494単位」に、「481単位」を「485単位」に、「466単位」を「469単位」に改め、同一のロ中「534単位」を「538単位」に、「477単位」を「481単位」に、「444単位」を「447単位」に、「435単位」を「438単位」に、「420単位」を「423単位」に改める。

別表第15の1の注1中「心身の状態」を「支援の機会」に改め、同表を別表第14とする。

別表第16を次のように改め、同表を別表第15とする。

## 第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分 6	645単位
(2) 区分 5	528単位
(3) 区分 4	449単位
(4) 区分 3	383単位
(5) 区分 2	294単位
(6) 区分 1 以下	257単位

ロ 共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分 6	594単位
(2) 区分 5	477単位
(3) 区分 4	398単位
(4) 区分 3	332単位
(5) 区分 2	243単位
(6) 区分 1 以下	211単位

ハ 共同生活援助サービス費(III)

- |             |       |
|-------------|-------|
| (1) 区分 6    | 561単位 |
| (2) 区分 5    | 444単位 |
| (3) 区分 4    | 365単位 |
| (4) 区分 3    | 299単位 |
| (5) 区分 2    | 210単位 |
| (6) 区分 1 以下 | 181単位 |

ニ 共同生活援助サービス費 (IV)

- |             |       |
|-------------|-------|
| (1) 区分 6    | 675単位 |
| (2) 区分 5    | 558単位 |
| (3) 区分 4    | 479単位 |
| (4) 区分 3    | 413単位 |
| (5) 区分 2    | 324単位 |
| (6) 区分 1 以下 | 287単位 |

ホ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費

142単位

注 1 イからホまでについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者）にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉

サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。第15の1の2の注1において同じ。) に対して、指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人(注3において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(注2に規定する指定共同生活援助事業所を除く。)において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)以外の指定共同生活援助事業



所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

5 平成27年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、イからハマまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 434単位

(二) 区分5 388単位

(三) 区分4 356単位

(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 383単位

(二) 区分5 337単位

(三) 区分4 305単位

(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6 350単位

(二) 区分 5

304単位

(三) 区分 4

272単位

6 ニについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 ホについては、経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからホまでに掲げる共同生活援助サービス費（注5に規定する場合を含む。）の算定に当たって、イからニまでについては次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する場合にあつては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあつては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条において準用

する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。(4)及び(5)において同じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の95

(4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93

(5) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（指定障害福祉サービス基準第210条第2項に規定するサテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合 100分の95

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注5の適用を受けている間又はホの経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注5の適用を受けている間又はホの経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間に限る。）を除く。）は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1) 257単位

- ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ) 211単位
- ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) 181単位
- ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ) 120単位
- ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ) 287単位

注 1 イからホまでについては、障害者に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、基本サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人(注3及び注4において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所

- (注2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2及び注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 ニについては、注2から注4までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 6 ホについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 イからホまでに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘以て得た数を算定する。

(1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 基本サービスの提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、外部サービス利用型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）

が作成されていない場合  
100分の95

(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。

(4)において同じ。）の入居定員が8人以上である場合 100分の90

(4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87

8 利用者が外部サービス利用型指定共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の3 受託居宅介護サービス費

- イ 所要時間15分未満の場合 99単位
- ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 199単位
- ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 271単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに90単位を加算した単位数
- ニ 所要時間1時間30分以上の場合 580単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数

注 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分2以上に該当する利用者に限る。

）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業員が受託居宅介護サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する受託居宅介護サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

1の4 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(I) 7単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 4単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項若しくは第213条の4第1項の規定により置くべき世話人又は指定障害福祉サービス基準第208条第1項の規定により置くべき生活支援員（注2において「世話人等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。



## 1の5 夜間支援等体制加算

### イ 夜間支援等体制加算(1)

- (1) 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が4人以下 336単位
- (2) 夜間支援対象利用者が5人 269単位
- (3) 夜間支援対象利用者が6人 224単位
- (4) 夜間支援対象利用者が7人 192単位
- (5) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下 149単位
- (6) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下 112単位
- (7) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下 90単位
- (8) 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下 75単位
- (9) 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下（夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している場合に限る。） 54単位

### ロ 夜間支援等体制加算(II)

- (1) 夜間支援対象利用者が4人以下 112単位
- (2) 夜間支援対象利用者が5人 90単位

- (3) 夜間支援対象利用者が6人 75単位
- (4) 夜間支援対象利用者が7人 64単位
- (5) 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下 50単位
- (6) 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下 37単位
- (7) 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下 30単位
- (8) 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下 25単位
- (9) 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。) 18単位

ハ 夜間支援等体制加算 (III)

10単位

注 1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認められた指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯

を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(I)又はロの夜間支援等体制加算(II)の算定対象となる利用者については、算定しない。

#### 1の6 重度障害者支援加算

45単位

注 第8の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）の数が2以上である指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。）にお

いて、指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 日中支援加算

イ 日中支援加算(I)

- (1) 昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の7において「日中支援対象利用者」という。）が1人の場合 539単位
- (2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合 270単位

ロ 日中支援加算(II)

- (1) 日中支援対象利用者が1人の場合
  - ① 区分4から区分6まで 539単位
  - ② 区分3以下 270単位
- (2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合
  - ① 区分4から区分6まで 270単位
  - ② 区分3以下 135単位

注1 イについては、指定共同生活援助事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を

除く。注2において同じ。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者(65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定共同生活援助事業所にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。

2 ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

## 2 自立生活支援加算 500単位

注 居宅における单身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。)の退居に先立って、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型

指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、加算しない。

### 3 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条又は第213条の4の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の方が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同

生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

### 3の2 長期入院時支援特別加算

イ 指定共同生活援助事業所の場合

122単位

ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合  
76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条又は第213条の4の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数

を加算する。ただし、3の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

#### 4 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 5 長期帰宅時支援加算

イ 指定共同生活援助事業所の場合 40単位

ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合 25単位

注 利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。）。ただし、4の帰宅時支援加



算が算定される期間は、算定しない。

6 地域生活移行個別支援特別加算

670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

7 医療連携体制加算

- イ 医療連携体制加算 (I) 500単位
- ロ 医療連携体制加算 (II) 250単位
- ハ 医療連携体制加算 (III) 500単位
- ニ 医療連携体制加算 (IV) 100単位
- ホ 医療連携体制加算 (V) 39単位

- 注 1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サ  
ービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行っ  
た場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神  
科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。
- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サ  
ービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看  
護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日  
につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者に  
ついては、算定しない。
- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サ  
ービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に  
喀痰吸引等かへんきんに係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加  
算する。
- 4 ニについては、喀痰吸引等かへんきんが必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等かへんきん  
を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあ  
っては、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 8 通勤者生活支援加算

18単位

注 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った

場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2及び1の3を除く。10の(1)において同じ。)により算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8まで(1の6を除く。10の(2)において同じ。)により算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の2から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数